

特定健診等システム標準化の 背景・目的について

令和5年11月16日

1. 地方自治体における情報システム標準化の背景・目的

【背景・目的】

- 地方自治体システムは、これまで各自治体で独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など、各自治体が個別に対応せざるを得ない現状であった。
- 今後はクラウド導入等を通じたシステム標準化・共有化（以下、「標準化等」という）や業務プロセスの見直しにより、職員の業務負担軽減やシステム構築・維持費等の削減を考える必要がある。
- デジタル庁を中心に「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）が策定され、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた検討が進められている。
- 令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し（令和3年9月施行）、標準化の対象範囲とされる業務は、標準仕様書に準拠したシステムの利用が義務付けられることとなった。医療保険分野においては、国民健康保険や後期高齢者医療等において既に標準仕様書が公開されている。

【標準化による各主体のメリット】

- 地方自治体 限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- システム事業者 個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。
- 住民 地方自治体毎に異なる申請様式・手法が統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。

2. 特定健診等システム標準化の背景・目的

【背景・目的】

- 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）における、データ管理や受診券・利用券発行等の業務については、市区町村が独自で調達するシステム、国民健康保険中央会（以下、国保中央会とする。）が開発する特定健診等データ管理システムなど、市区町村の実情に応じた業務システムにより事務処理を行っている。
- 一方、自治体システム標準化は、標準化法第2条において「地方公共団体が利用する情報システム」が対象とされており、市区町村が特定健診等業務に使用するシステムについても標準化の対象になると考えられる。
- しかしながら、特定健診等に係るシステムについては、これまで標準化に向けた検討の対象とされておらず、早期に標準仕様を策定する必要があることから、今般厚生労働省において特定健診等についても標準化検討を進めることとなった。

【方針】

- 高齢者の医療の確保に関する法律において、特定健診等は保険者（国保においては市区町村）が行うことと規定されていることから、本検討については、国民健康保険システム標準化検討の枠組みの中で実施し、国民健康保険システム標準仕様書の一部として策定・公開する。
- 特定健診等は健康増進法で規定されている健（検）診と事務内容に類似点が多いため、健康管理システム標準仕様書の記載内容と平仄をあわせる。
- 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」および「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて国保中央会が開発し、国保連合会より市区町村に導入されている特定健診等データ管理システムの共同処理仕様等をベースとし、その内容に基づき、構成員の意見も取り入れながら、標準仕様書を作成する。
- 特定健診等データ管理システムのみで事務処理を行っている市区町村もあることから、本検討で作成する標準仕様書に準拠したシステムの利用は任意とし、必要に応じて市区町村が調達し、利用するものとする。